報　道　資　料

平成２５年８月７日
総務部総務課
県政情報係　新谷、松石
直通　0742-27-8348
庁内内線　2388、2344

奈良県情報公開審査会の第１５２号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第１８３号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

１　答申の概要

◎　答　　申：平成２５年８月６日
◎　諮問実施機関：奈良県公安委員会
◎　対象行政文書：○○市が指定管理申請書等に係る欠格事由該当に関する調査について（照会）市民に公表を禁止した理由について（警察の指示）　施設名　○○○○　法人名　○○○○　所在地　○○○○　代表者　○○○○
◎　諮問に係る処分と理由
　○　決　　定：不開示決定
　○　不開示理由：条例第１０条に該当
◎　審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
◎　判断理由：

１　本件行政文書の性質について
　奈良県○○警察署長（以下「○○警察署長」という。）と○○市長の間では、「○○○○○○○○○○○○○暴力団排除に関する合意書」（以下「本件合意書」という。）が締結され、○○市が行う事務事業から暴力団を排除するため、特定の者が暴力団と関わりがあるかどうかについて、○○市長は○○警察署長に対し照会することができ、照会が行われた場合、○○警察署長は、該当性の結果を○○市長に回答することとされている。本件開示請求は、○○市が指定管理者として指定している特定の者について、本件合意書に基づき○○市長が○○警察署長に対して照会した場合の照会文書及び当該照会に対する回答文書を対象とするものである。
　したがって、本件行政文書の存否を答えることは、特定の者について、実施機関が○○市から照会を受けたという事実及び実施機関が当該照会に対して回答したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

２　存否応答拒否について
　条例第１０条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。
　開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示の決定をし、存在しない場合は存在しない旨の決定をすることが原則である。
　しかし、本件開示請求のように、特定の者の名を挙げて、当該特定の者に関する情報が記録された行政文書の開示請求があった場合には、行政文書に記録されている当該情報は存在するが、不開示情報に該当するとして不開示決定をしたり、当該情報を記録した行政文書が存在しないとして不開示決定をすれば、当該情報の存否が明らかになってしまうが、これにより不開示情報を開示することとなってしまう場合がある。
　そこで、条例第１０条は、その例外として、行政文書が存在するしないにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合には、開示請求を拒否することができることを定めたものである。したがって、この規定を適用するに当たっては、行政文書の存否を明らかにすれば、どのような内容の不開示情報を開示することとなるのかを具体的に明らかにする必要がある。

３　本件行政文書の条例第１０条該当性について
　諮問実施機関は、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第７条第４号及び第６号に規定する不開示情報を開示することになるため、条例第１０条の規定により不開示とした本件決定は妥当である旨主張しているので、以下検討する。
　条例第７条第４号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。
　暴力団に関する情報は、実施機関にとっては機密性の高い情報であると認められ、情報の内容はもとより、情報を保有しているという事実あるいは保有していないという事実についても機密性の高い情報であ

ると認められる。
　したがって、特定の者の名を挙げて、その者が暴力団と関わりがあるかどうかについての照会文書、当該照会に対する回答文書の開示を求める開示請求に対して、文書の存否を明らかにして開示決定等を行った場合、実施機関が特定の暴力団に関する情報を保有しているという事実あるいは保有していないという事実が明らかになるおそれがあり、実施機関における暴力団対策に支障を及ぼすことは想定されるところである。
　ところで、行政機関等が合意書等に基づいて、警察に対し、特定の者が暴力団と関わりがあるかどうかについて照会する場合には、照会するかどうかが行政機関等の自主的な判断に委ねられている場合と、照会することが義務付けられている場合とがあり、後者の場合、照会文書及び当該照会に対する回答文書が存在することが制度上自ずと明らかになることがある。しかし、そのような状況は、照会を受ける側である警察においても容易に想定できることであり、その上で、より大きな公益目的を達成するために合意書等が締結されているのであるから、照会文書及び当該照会に対する回答文書の存否が公になることにより、暴力団が関与する犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすとは認められないこともあり得る。
　そこで、本件事案について当審査会が確認したところ、本件合意書においては、○○市長は○○警察署長に対し照会することができると規定されており、照会するかどうかは○○市長の判断に委ねられているが、平成○○年○○月○○日に○○市暴力団排除条例施行規則（平成○○年○○月○○市規則第○○号）が施行され、指定管理者の公募等を行う場合は○○警察署長に照会しなければならないものとされた。
　ところで、平成○○年○○月○○日に○○○○○の指定管理者として○○○○○を指定する旨の議案が市議会で可決され、同年○○月○○日付けで、○○○○○の指定管理者として○○○○○を指定した旨の告示が行われたが、本件開示請求が行われたのは平成２４年４月９日であった。すなわち、指定管理者の指定の時点においては○○警察署長に対し照会するかどうかは○○市長の判断に委ねられていたが、本件開示請求の時点においては照会しなければならないものとされていた。
　このような状況においては、照会及び回答が行われたかどうかは客観的に明らかであるとは認められず、照会及び回答の有無が公になることを実施機関において必ずしも想定し得るものではないと考えられる。したがって、本件存否情報は、公になることにより、暴力団が関与する犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第７条第４号に該当する。
　なお、本件事案に係る指定管理者について○○○このような事態は実施機関において制度上想定し得るものではなく、上記の判断を左右するものではない。
　また、諮問実施機関は、本件存否情報が条例第７条第６号にも該当するとしているが、上記のとおり、同条第４号に該当すると認められるので、同条第６号について判断するまでもない。
　以上のことから、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第７条第４号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第１０条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することもやむを得ないものと認められる。

４　審査請求人の主張について
　審査請求人は、審査請求書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものでない。

２　事案の経緯

①　開示請求	平成２４年　４月　９日	
②　決　　定	平成２４年　４月１７日付けで不開示決定	
③　審査請求	平成２４年　４月２４日	
④　諮　　問	平成２４年　５月１０日	
⑤　経　　過	平成２５年　２月２１日	第１６１回審査会　審議
	平成２５年　３月１４日	第１６２回審査会　審議
	平成２５年　５月１６日	第１６３回審査会　審議
	平成２５年　６月２５日	第１６４回審査会　審議
	平成２５年　７月２３日	第１６５回審査会　審議